

株式交換に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 9 月 29 日

株式会社プラコー

2025 年 9 月 29 日

株式交換に係る事前開示事項

さいたま市岩槻区笹久保新田 5 5 0

会 社 名 株式会社 プラコー

代表者名 代表取締役社長 古野 孝志

当社は、2025 年 9 月 29 日付で株式会社 PBB（以下「PBB 社」といいます。）との間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025 年 10 月 20 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、PBB 社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 4 号）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 794 条第 1 項、会社法施行規則第 193 条第 5 号）

該当事項はありません。

別紙 1

本株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社プラコー(以下「甲」という。)と株式会社 PBB(以下「乙」という。)は、令和 7 年 9 月 29 日(以下「本締結日」という。)付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条(株式交換)

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は乙の発行済株式の全部を取得する。

第 2 条(当事会社の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲 商号:株式会社プラコー

住所:埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田 550 番地

乙 商号:株式会社 PBB

住所:東京都港区新橋六丁目 4 番 3 号

第 3 条(本株式交換に際して交付する金銭等)

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主に対して、乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に 60.483 を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 60.483 株の割合もって、割り当てる。
- 3 前二項に従い甲が割当交付しなければならない甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法 234 条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第 5 条(効力発生日)

本株式交換が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、令和 7 年 10 月 20 日とする。但し、本株式交換の手の続の進行等に応じて必要があるときは、甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

第 6 条(株式交換契約承認株主総会)

- 1 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
- 2 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会を招集し、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を求めるものとする。

第 7 条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産及び負債を管理し、その他その財産及び権利義務について重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

第 8 条(本契約の変更等)

本締結日から効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条(本契約の効力)

本契約は、(i)甲において、会社法施行規則第 197 条に定める数の株式を有する株主により会社法第 796 条第 3 項に定める通知がなされた場合に効力発生日の前日までに第 6 条第 1 項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、(ii)乙において、効力発生日の前日までに第 6 条第 2 項に定める株主総会の承認が得られなかったとき、(iii)国内外の法令に定める関係官庁等の承認等(関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含むがこれに限られない。)が得られなかったとき、又は(iv)前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第 10 条(費用)

甲及び乙は、本契約締結及び本株式交換実行に係る費用については各自が負担するものとする。本契約締結及び本株式交換実行に関連して依頼する各々の弁護士、公認会計士、税理士等の専門家報酬、手数料及び費用についても同様とする。

第 11 条(一般条項)

- 1 本契約又は本契約の違反から発生し又はこれらに関連して生じた一切の紛争又は請求(本契約又はその一部が無効、違法又は取消しうるとの主張を含む。)について協議によって解決できない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 2 いずれの当事者も、相手方当事者の事前の書面による明示的な同意なしに、本契約に基づく権利及び義務並びに契約上の地位を第三者に対して譲渡その他の方法により処分してはならないものとする。
- 3 本契約は、甲及び乙の間の書面による合意によらなければ変更することはできない。
- 4 本契約に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合、当事者間で誠実に協議

する。

(以下余白)

上記契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙各自記名捺印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 9 月 29 日

甲：埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田 550 番地

株式会社プラコー

代表取締役社長 古野 孝志

(署名)

(印)

乙：東京都港区新橋六丁目 4 番 3 号

株式会社 PBB

代表取締役社長 山下 保美

(署名)

(印)

別表 3

会社法第 768 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 本株式交換に際して交付する株式の数又はその数の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

本株式交換においては、以下のとおり PBB 社普通株式に対して、当社普通株式を交付します。

会社名	当社 (株式交換完全親会社)	PBB 社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	60.483
株式交換により交付する株式数	当社普通株式 241,932 株 (予定)	

(注) 1. 本株式交換に係る割当比率及び交付する株式数

PBB 社普通株式 1 株に対し、当社の普通株式 60.483 株を割当て交付いたします。当社は本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式 241,932 株を発行する予定です。なお、上記表に記載の本株式交換に係る 1 株当たりの対価は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両者合意の上、変更されることがあります。

2. 1 株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の普通株式 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条の規定に従い、1 株に満たない端数部分に応じた金額を PBB 社の株主に対して支払います。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公正性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である株式会社プレジスト（以下「プレジスト」といいます）に、株式交換比率の算定を依頼することといたしました。当社及び PBB 社は、プレジストによる PBB 社の株式交換比率の算定結果を参考に、PBB 社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、慎重に協議をした結果、前記 2. (3)「本株式交換に係る割当ての内容」記載の割当ての内容が、プレジストが算定した株式交換比率に対して合理的であるとの判断に至り合意いたしました。なお、この対価の内容は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

②算定に関する事項

a. 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

本株式交換の株式交換比率について、その公正性・妥当性を確保するため、当社及び PBB 社から独立した第三者算定機関であるプレジストを選定し、本株式交換に用いられる株式交換

比率の算定を依頼し、プレジスト社は関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

当社については、上場会社であり、市場株価が存在していることから、市場株価法によるものとしております。市場株価法においては、2025 年 9 月 5 日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の株価終値、算定基準日までの 1 か月平均、3 か月平均及び 6 か月平均を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を算出し、そのレンジ内であったことから、当社は、取締役会決議日の前営業日である 2025 年 9 月 26 日の当社普通株式の東京証券取引所スタンダードにおける終値を採用することといたしました。一方、PBB 社については、非上場会社であることを勘案し、類似会社比準方式（EBITDA マルチプル法）を採用して算定を行いました。

当社の普通株式 1 株当たり株式価値	248 円
PBB 社の普通株式 1 株当たり価値	14,394 円～17,593 円
株式交換比率の妥当な範囲	54.52～74.23

プレジストは、株式交換比率の算定に際して、当社及び PBB 社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます）について、独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。また、PBB 社の事業見通し及び財務予測については、PBB 社の経営陣により 2025 年 8 月時点で得られた最善の予測及び判断に基づき、合理的に準備・作成されていることを前提としております。なお、プレジストが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

2. 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い当社が別途適当に定める金額といたします。かかる取扱い、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

別紙 3

株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

該当する計算書類がありません。